

第3回千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会（概要）

- 1 日 時 平成17年8月4日（木）午後2時から午後4時30分まで
- 2 場 所 県庁中庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 伊藤委員（部会長）、萩原委員（副部会長）、大野委員、岡田委員、古明地委員、
小山委員、魚住委員、佐藤委員、田中委員、西分委員、丸山委員、山田委員
- 4 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議 事
 - （1）千葉県食品安全条例（仮称）の基本構造・項目（案）について
 - （2）その他
 - 3 閉 会

5 会 議 要 旨

（伊藤部会長）

- ・ 第3回千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会を開催します。
- ・ 第1回、第2回の会議録が残され、各委員にも確認していただいているところです。
- ・ 食品安全基本条例を基本に、関係者の責務や役割についての意見交換をしました。
- ・ リスクコミュニケーションも重要で、千葉県の条例にも盛り込んだほうが良いとの御意見でした。
- ・ 前回の会議で、次回の会議はこれまでの意見を踏まえて、事務局で項目・内容を整理したもので検討したほうが良いということになり、今回、事務局が千葉県食品安全条例（仮称）策定に向けた基本的な考え方の骨子（案）・構造イメージ（案）を用意してくれましたので、説明をお願いいたします。

千葉県食品安全条例（仮称）策定に向けた基本的な考え方の骨子（案）について

（事務局）

- ・ 千葉県食品安全条例（仮称）策定に向けた基本的な考え方を項目別に整理し、主な内容を説明。
（配布資料 No.1～3）

説明に関する質疑応答

（伊藤部会長）

- ・ 資料説明に関して確認したいことや質問はありますか。

（西分委員）

- ・ 県で作成された基本指針（案）に基づいて、今日の資料は作成されているのでしょうか？
- ・ あまりにも大雑把で、言葉が足りないように思われますが、どのようにこのイメージ図は作られたのでしょうか。

(事務局)

- ・ この資料は、食品安全基本法や県で作成された基本指針(案)、他県の条例の項目など参考に検討し、いままでの御意見も踏まえた大きな括りと考えていただきたいと思います。

(丸山委員)

- ・ 用語の使い方について、基本方針、基本計画、アクションプラン、アクションプログラム等の言葉をどのように使い分けているのか。
- ・ この条例の中の基本方針とは、条例の枠に従う目標やプログラムやスケジュールを含めたマニフェスト的なものと思いますが、方針というよりは計画的なものなのではないか。
- ・ 情報の提供という言葉は、公開や開示と比較すると、一方的な感じがしますので、消費者の求める情報を開示するという考え方が、現代的で良いのではないか。

(伊藤部会長)

- ・ 部会は、検討結果を報告書としてまとめ、県に提出し、県が実際に条例を策定する際に、用語の整理をしたいと思います、どの部分が気になりますか。
- ・ リスコミその1の情報の提供のあたりですか。

(丸山委員)

- ・ 消費者の求める情報については、提供より公開や開示という表現のほうがなじむと思います。

(事務局)

- ・ 条例については、部会からの報告をいただいて、県が策定する訳ですので、先ほどのように情報の提供よりは公開や開示という表現のほうが良いなどの御意見は、どんどんだしていただければと思います。
- ・ それらの意見を踏まえ内容を整理し、検討や整合性を図りながら作業をしていくことになると思いますので、御意見はどんどんお願いします。
- ・ 基本方針、基本計画等の期間は考えますが、中身は明確に想定していません。
- ・ 基本方針とは、条例を受けて具体的な事業を展開するための中・長期的な基本的な推進方針で、計画とは、例えば毎年作成される食品の監視指導計画のような行動計画をいうのではないか。
- ・ 他県の状況を見ても、基本計画・基本方針・推進計画・行動計画等様々な用語が使用されていて、明確な区分はないので、これから検討や比較をして明確に区分するようにしたいと思っている。

(伊藤部会長)

- ・ 部会はいろいろな意見をだし、このような内容にして欲しいという報告書を県に提出し、県はその報告書を受けて、法律関係の方々と協議して条例をつくるということになると思います。
- ・ 意見と質問を分けるのは難しいと思いますので、資料の2について検討を始めたほうが良い

かなと思います。

千葉県食品安全条例（仮称）策定に向けた基本的な考え方の骨子（案）についての検討

（岡田委員）

- ・ 全体の枠組みについて、目的、基本理念、責務・役割以降の基本的な施策等は、県行政の責務役割を中心に書かれていますが、責務・役割で分けられている食品関連事業者や消費者についても、それぞれの団体が取り組むべき事項を、条例に記載してはどうか。
- ・ それぞれの責務・役割に基づいて、団体が取り組むべき事項が必要ではないか。

（事務局）

- ・ それぞれの団体が取り組むべき事項について、この中で明確には表現されていませんが、県行政と食品関連事業者、食品関連事業者と消費者、消費者と県行政が共に責務・役割を認識して、協働して食品の安全・安心について、それぞれの団体は独自の取り組みを展開し、県は基本方針に従い、それぞれの団体の取り組みを支援する施策を進めていく。
- ・ また、それぞれの責務・役割を認識して、それぞれが情報を提供したり、リスクコミュニケーションに参加して共通認識を深め、理解を深め、協力して食品の安全・安心を確保していくという趣旨ですが、条例化する際にはもう少しわかりやすい表現になるかもしれませんが、現在はこのように表現しています。

（西分委員）

- ・ 責務と役割の欄に農畜水産物の生産者という言葉が抜けていると思います。
- ・ この条例策定の前提条件は、千葉県にとって必要な食の安全行政を推進していくための条例だと思っています。
- ・ 条例化の必要性と背景の中でも、今までのフリーディスカッションの中でも、千葉県の特色として消費地であり、生産県であり、輸入の拠点有していること等の確認されたはずなのに、「生産者」という言葉が抜けているように思います。

（事務局）

- ・ 食品関連事業者についても、いずれ定義づけるわけですが、今、想定しているのは食品安全基本法と同じように生産・製造・加工・流通・販売等食品にかかわるすべての事業者です。
- ・ 生産者についても農畜水産物すべてを含めた生産者を想定しています。

（小山委員）

- ・ 食品関連事業者の中に生産者が含まれているということは理解していますが、千葉県は全国有数の農畜水産物の生産県なので、一緒にしないで「生産者」という言葉を入れていただきたい。
- ・ 他県の条例でも、生産者や農林漁業関連事業者という言葉もありますので、ぜひ「生産者」という言葉を入れていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 報告書の中では入れるようにしましょう。

(魚住委員)

- ・ 重要なお意見だと思いますが、1つ確認させていただきたいと思います。
- ・ なぜ「生産者」というカテゴリーをキチンと設けたほうが良いのか、例えば「販売業者」というカテゴリーが必要だとか、皆さんに説明されると理解が深まると思います。

(小山委員)

- ・ 食品関連事業者の中に生産者も含まれてしまうが、千葉県の特徴の中での農畜水産物の生産は特別な、大きな位置をしめていると思うので、生産者を別にしていただきたい。
- ・ 加工等とは何か違うような気がするので、全部一緒にしてしまっても良いのかなと思った。

(魚住委員)

- ・ 例えば、リスクコミュニケーションの際に食品関連事業者というカテゴリーだと、生産者は呼ばれない事とかを心配しているのか。
- ・ 生産者というカテゴリーがあれば、必ずキチンと参加できるというような事を担保するために必要だということなのか、もっと深い意味があるのか、そのあたりをもう少し説明いただけますか。

(丸山委員)

- ・ 今までにタウンミーティング等の中でも、農薬の空中散布の問題や産業廃棄物の問題等、環境の保護や改善の問題が、直接千葉県の農畜水産物の生産環境に結びついているとの意見がたくさん出されています。
- ・ また、将来の食料の安定供給を考えても、耕作放棄地の広がり、第1次産業の担い手の減少等、危機意識を持っている生産者や消費者はたくさんいます。
- ・ 千葉県の特徴である農畜水産物の生産県として考えると、製造・加工業者と違う対策や支援が必要ではないかという問題意識の表れとして、考えていくべきではないかと思います。

(魚住委員)

- ・ 生産者と何を分ければいいのか。どの程度まで分ければいいのか。

(丸山委員)

- ・ 千葉県の風土に根ざし生産している第1次産業である農業、漁業、林業の生産者と、一般的な食品の製造加工業者や輸入業者とは区別して考えるべきではないかと思います。

(西分委員)

- ・ 食品の生産という面では同じでも、環境に左右される生産物と、工場の中で生産され環境に左右されない生産物を、同じ基準で安全か安全でないか比較することはできないと思います。

- ・ 第1次産業は環境に左右されるところも多く、製造加工業者のように衛生面や添加物等を数字で表せない部分をどのようにするか等、施策が違うので、生産者に対する責務や役割、施策を考えるべきだと思います。

(魚住委員)

- ・ この区分について、曖昧にってしまうと県も困ってしまうと思うので、どの程度でくくるのか方向性を示したほうが良いのではないかと。
- ・ このままでは、生産者と食品関連事業者になってしまうがそれで良いのか。

(佐藤委員)

- ・ 食品関連事業者というイメージがわきにくい。
- ・ 生産者とか製造・加工業者とか販売業者とか3つか4つぐらいではどうか。
- ・ はっきりさせるのであれば、生産者、製造・加工業者、販売業者の3つぐらいがわかりやすいと思います。

(萩原副部長)

- ・ 第1次、第2次、第3次産業別に分けるという方法もあると思います。
- ・ 第1次産業は、自然と共に汗を流して、丹精をこめて作っていくという心情的な思い入れが強い分野なので、特別に区分したいという気持ちはわかります。
- ・ ただ、第1次産業にも加工はありますし、流通・販売を担う場合もあるので、同じ主体が、ある時は生産者であり、ある時は製造・加工業者であるというように複雑な構造になるように感じます。
- ・ うまく仕分けできれば良いのですが、心情としてはわかりますが、良い知恵が出るかどうかだと思います。

(古明地委員)

- ・ 今回の委員も生産や製造・加工や流通の分野から選ばれているようなので、県としてもイメージがあると思います。
- ・ 県民にとってわかりやすい条例ということであれば、4つぐらいに分けたほうが、わかりやすいのではないかと。

(田中委員)

- ・ 県民にとってわかりやすい条例と言う事であれば、分けたほうが消費者にとってもよりわかりやすいのではないかと。
- ・ あまり細かく分けることもないが、分けていただければありがたいと思います。

(岡田委員)

- ・ 生産・流通・加工という区分は、わかりやすいと思います。
- ・ それぞれの食品の安全に関する法律も違い、規制も違う。

- ・ 生産者には、消費者に安全な食品を食べてもらうという使命と役割があるので、生産者の責務や役割を明確にすることは、望むところです。
- ・ できれば分けていただきたい。

(魚住委員)

- ・ 特にこれが良いという意見はありませんが、今日でた意見は、次回までに事務局で整理して、次回に、今回の議論を踏まえた基本的な骨子の改訂版が出てきて、また議論をすると理解してよいのですか。

(伊藤部会長)

- ・ 今回、この資料2による議論がひととおり終了すれば、次回の議論のために報告書の形式でまとめていただきたい。

(魚住委員)

- ・ 同じものが出てくるのではないのですね。

(伊藤部会長)

- ・ 同じものが出てくるのではなく、もう少し具体的な報告書の近い形のもが出てくるはずで

す。

(魚住委員)

- ・ 次回は、そのまとめた中で、自分の意見が反映しているかどうか確認して、検討して例えば「生産者」を区分することで意見がまとまれば、そのように報告すれば良いのですね。

(伊藤部会長)

- ・ 県としては、食品関連事業者の中に生産者も含まれているとの説明でしたが、委員の中から「生産者」は別にして欲しいとの意見がでました。
- ・ 例えば、生産者、製造者、流通業者等の食品関連事業者の責務というような用語で、生産者の責務や役割を明記するように次回の報告書では、書き出していきたい。

(山田委員)

- ・ 食品関連事業者という定義づけの中で、農畜水産物の生産者の定義を明確にすれば良いのではないかと理解しました。
- ・ 食品安全基本法でも生産者の定義づけが明確ではないので、生産者の定義づけを明確にすれば良いのではないかと思います。
- ・ 責務・役割の部分を「生産者、製造者、流通業者等の食品関連事業者の責務」のようにすることには、論議があるかなと感じました。
- ・ 資料2により、項目に沿ってそれぞれの考え方を具体的に論議して、進めていただきたいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 大方の委員から、「生産者」という言葉をハッキリしたほうが良いとのご意見がありました。
- ・ 定義の中ではなく、独立して出る方向で報告書の中には盛り込むようにしたいので、次回の報告書の原案には、そのようにお願いします。

(山田委員)

- ・ 条例の必要性や背景についてですが、先日のタウンミーティングで遺伝子組み換え食品の交雑問題が出されていまして、他にも BSE 問題とか個別に入れていくとたくさんになってしまうのかなとも思いますが、御意見として多かったので、どこかに条例の背景として入れても、良いのかなと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 遺伝子組み換え食品が、人の体にとって心配だという事ですか。
- ・ この条例になじむかどうかの理解が必要だと思いますが、どうでしょうか。

(西分委員)

- ・ 遺伝子組み換え食品の人の体にとっての安全性は、確認されていません。
- ・ 環境についても、どのように環境汚染が進むか確認されていません。
- ・ カナダでは、遺伝子組み換えされた作物を作っていなかったのに、数年で遺伝子組み換えされた作物に汚染されたという事例もあります。
- ・ そのような報告は、数多くされています。
- ・ 千葉県内では、そのような報告はありませんが、いつ、そのような状況になるかわかりませんし、環境と農作物に対する交雑と人の体への影響は、不確かなままです。条例の必要性や背景というところでは、必要だと思います。

(大野委員)

- ・ 次世代への影響も確認されていません。
- ・ 1度汚染が進むと元にもどせないという重大な問題ですので、本当に安全であるかどうか確認ができないものに対して、予防原則に基づいて、一度ストップすることが必要です。
- ・ それは、施策でないとできないので、条例の中に盛り込むべきことではないかと思います。

(魚住委員)

- ・ 条例の必要性や背景の中に、具体的に記載するということですか。
- ・ 食品に対する不安の高まりを、具体的に説明するということですね。

(岡田委員)

- ・ ここに記載されている条例の必要性や背景は、表にでないという理解でよろしいですか。

(伊藤部会長)

- ・ 将来、条例を作るにあたって、県としての考えを前文のように記載する方法もあります。

- ・ 遺伝子組み換え食品については、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、通商産業省、文部科学省が研究していますが、厚生労働省は、安全性について評価しています。
- ・ その評価結果を認める人も認めない人もいます。
- ・ 環境の問題は、環境省の法律で規制等をするべきものであり、環境汚染を防ぐための法律は、食品安全基本法ではありませんので、この条例の対象になりにくいのではないかと。
- ・ 条例の中では、なじみにくいのではないかと。入れるのであれば、前文ではないかと。
- ・ 特に遺伝子組み換え食品と BSE 問題は、日本だけでなく世界的に意見が分かれています。
- ・ 世界中で意見が分かれている問題を、千葉県の条例で 1 つにすることは、難しいのではないかと。
- ・ この報告書のどこかで記載するとすると、前文に記載されるような工夫ができるかどうか。
- ・ 報告書として、記載することを拒んでいるわけでは、ありません。

(西分委員)

- ・ 条例としてなじむかどうかという問題については、北海道条例では「遺伝子組み換えされた作物の栽培による交雑」の記載がされています。
- ・ 理念条例の中では、規制はされていませんが、意図的に栽培したものによる隣や離れた畑で、その作物を栽培したくないという生産者の意思を無視して、交雑してしまうという可能性がある事に対して何らかの対策を講じるという内容になっています。
- ・ 地域的にも、特徴的にも、千葉県も北海道も、生産県であり、有機農業を推進しているところは、同じだと思います。
- ・ なじまないものではなく、必要だと思います。
- ・ この春に市民団体や生協で調査をしたところ、輸入の遺伝子組み換えされた菜種の自生も確認されていますので、その自生による農作物の交雑の可能性もあります。
- ・ その部分に何らかの措置ができるようなものを盛り込む必要があると思います。
- ・ 遺伝子組み換え食品が、国で認められたものであり、規制できないものであると云う事はわかっています。
- ・ 栽培に関して、交雑に関して、何らかの措置は必要ではないかと思います。

(大野委員)

- ・ 千葉県では、具体的な作付けの問題はおきていませんが、これから遺伝子組み換え作物の種類が増加すれば、千葉県でも同じ問題がおこってくると思います。
- ・ 種の自家採取をしている栽培農家にとって、交雑の問題は死活問題だと思います。
- ・ それによって有機農業が駄目になれば、消費者にとっても食の安全の面でも影響がありますので、交雑は問題ではないと言えないと思います。

(荻原副部長)

- ・ 現実に、千葉港等から遺伝子組み換えの菜種が輸入され、沿道での交雑に対して不安を持っている農家があるという話も聞いたことがあります。
- ・ この問題について、どう決着をつけるかという「千葉県では、遺伝子組み換えの作物を 1

粒たりとも入れない」とか「そのような被害がおこらないようにする」というのは、農業政策の問題で、更にその決断は、知事の判断であり、県議会での判断という大きな問題になってくると思います。

- ・ この条例は、主として人体への安全・安心についてだと思いますが、その中に交雑の問題を書き込めるかどうかは、県全体として決めるべき問題になってくると思います。
- ・ 作業部会の中で、そのような意見があることは、書き込めると思いますが、最終的に条例化するかどうかは、県全体で判断することだと思えます。

(魚住委員)

- ・ この事に関して副部長のおっしゃるような事情があれば、例えばリスクコミュニケーションで、思っていることをどのように政策に反映させていくのか、どうしたら反映させやすいかを考えて、条例の案文等をチェックされたほう良いのではないかと。
- ・ 自分達が使いたい時に、使いやすいようリスクコミュニケーションの仕組みを実現するためには、どのような事が書き込んであれば、使いやすいか考えることも1つの手かなと思う。
- ・ 安全は科学的な知見で、安心は主観的な視点だと思えますので、安心ではないという視点でなら書き込めるのではないかなとも思えます。

(小山委員)

- ・ 生産者としては、特別な危機感を遺伝子組み換え問題に、感じていません。
- ・ 条例に必要なかどうかは、疑問ですし、絶対入れたほうが良いという考えではありません。

(魚住委員)

- ・ 「健康の保護」というより、県が県民の健康のためにサポートするというような表現で、県民側にたった表現にしたほうが良いのではないかと。
- ・ 少数のアレルギーの人にも配慮した「人に優しい食品づくり」も必要ではないかと。

(伊藤部長)

- ・ 前文の全体的なイメージとして、もう少し理想を高めに掲げたらどうかということも検討の1つとしたらどうか。

(丸山委員)

- ・ 目的にも関連しますが、消費者の権利という言葉は目的なり、基本理念なりに入れていただきたい。
- ・ 食生活が多様化し、加工品を使用したり、デパ地下やコンビニで惣菜を購入する人もたくさんいます。食生活にゆがみが生じている部分もあり、日本型食生活の復活やスローフード、食育が提唱されています。
- ・ 食生活は、他人に強制されるものではなく、本人の価値観等で選ぶものです。
- ・ 消費者が購入して、口に入れる食品の正確な素性を知る権利、それが安全だということが保証されている権利等の権利を消費者は持っているということだと思えます。

- ・ 消費者基本法の中でも、表現は違いますが、明確にうたわれていますので、なんらかの形で消費者の権利を入れていただきたい。
- ・ 食品安全基本法を精神を活かすということで、リスクアナリシスの考えに立つということは、何回も議論されていますが、予防原則という言葉も何らかの形で入れていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 消費者の権利という言葉は、必ずしも目的のところではなく、責務・役割のところでも良いのですかね。
- ・ 権利と義務は、一体と考えるので、役割を果たすから権利がある、権利があるから役割を果たさなければならないという表現もあると思います。
- ・ 消費者の権利は、目的かどこかに入れていただく、食品安全基本法は予防原則という言葉を使用しないで、うまく表現していますが、その様な事も含めて基本理念等に入れていただくと、丸山委員の意見も活かされるかと思います。
- ・ 生産者という言葉は、定義にくるか、責務・役割にくるか、事務局で検討していただいて「生産者」という用語をハッキリ記載していただく内容にしていきたい。

(西分委員)

- ・ 県民が主体の条例づくりということから考えると、消費者の権利から始まる条例づくりでないといけないと思いますので、目的に消費者の権利をうたいたいと思います。

(古明地委員)

- ・ 消費者は何でも受身では、駄目だと思いますので、そのような条文は必要かも知れませんが、役割の知識と理解を深めるという点ではどうなのかなと思います。
- ・ あえて目的のところに入れなくても、役割のところであっているもので、上で盛り込まなくても感じます。

(伊藤部会長)

- ・ 事務局には、消費者の権利という言葉を使用したり、文脈から読めるような表現を使用して、目的に記載する例と役割に記載する例と2つ作成していただきたい。

(岡田委員)

- ・ 前回、環境を守ることが、食品の安全・安心を守ることだとの話をして、基本理念の中にも一定の記載はしていただきましたが、少し弱いような気がします。
- ・ 環境について、もっと強く、環境を主体的に守っていこうという表現をしていただきたい。
- ・ いくら生産者が農薬の基準を守ったりしていても、環境が汚染されていると消費者から信頼を得られない。産地が萎んでしまうとの懸念を強く感じます。
- ・ 千葉県に環境条例がないのであれば、環境を守る観点から、環境改善運動に取り組むという強い思いがあっても良いのではないか。
- ・ 生産者の責任では回避できない問題であり、産地を守るという使命から環境は大事だという

主張は、一貫した主張です。

(事務局)

- ・ 何度も申し上げますが、この表現がそのまま条文になるわけではなく、条例の基本的な考え方を記載したものです。
- ・ 環境については、他法令等勉強させていただきます。

(小山委員)

- ・ 定義について、いくつか例を挙げることは、できないのでしょうか。

(伊藤部会長)

- ・ 次回には、事務局に用意してもらいましょう。特にこれは定義して欲しいというものは、ありますか。

(山田委員)

- ・ 食品関連事業者の責務について、一番上に安心安全な食品の提供が第一義的にあるということを書いていただきたい。
- ・ 法令遵守とか、衛生管理の問題とか、トレーサビリティの問題とか書けるのであれば、入れていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 食品関連事業者の責務に、安全安心な食品の提供を明確な表現で例示していただきたいとの御意見がありました。どうでしょうか。
- ・ 次の基本方針について、追加することはありませんか。
- ・ 次の基本的な施策を見れば、基本方針の中身は、大体推測できると思いますが・・・

(事務局)

- ・ 基本方針の策定は、大きなくくりです。
- ・ 生産から消費までの食の安全を確保するために、総合的な施策を行うための基本的な方針です。
- ・ 例えば、製造・加工業者に対しては、監視・指導や検査を行うための計画である監視指導計画がありますが、その計画もこの条例ができれば、条例を受けた監視指導計画という位置づけになります。
- ・ この監視指導計画を策定する際には、県民の意見を聞きまし、公表もしています。

(伊藤部会長)

- ・ 次の基本的な施策に入りたいと思います。
- ・ この情報の提供については、先ほど丸山委員から御意見がありましたように、この場合は提供、この場合は開示というように例示して整理していただきたい。

(魚住委員)

- ・ 消費者の視点に立った正確でわかりやすい情報の提供だけでなく、「適切な」という表現も入れてください。
- ・ リスクコミュニケーションの頻度について、ある程度、詰めた記述があったほうが、実効性のある条例になるのではないか。
- ・ 情報については、見やすく、いつでも見ることが可能で、必要な情報は提示していくという、行政側の積極的な姿勢が書き込まれると良いのではないか。

(伊藤部会長)

- ・ リスクコミュニケーションの頻度については、年何回ということではなく、実行することが文面から読み取れるような表現で良いのでしょうか。

(魚住委員)

- ・ 実効性が担保できるような書き方をしなくてはいけないのではないか。

(西分委員)

- ・ 基本方針を受けた基本計画も県民に公表するというのを、言葉として入れたほうが良いと思います。

(山田委員)

- ・ 基本方針の公表と、基本計画の進捗状況の公表やその見直しやチェックなどという言葉もどこかに入れたほうが良いのではないか。
- ・ 見直すべきものができたときに、担保するものがあればと思います。

(事務局)

- ・ 基本方針的なものを策定する時には、当然県民の意見を伺いますし、策定すれば公表し、結果や変更も公表されます。
- ・ 食品の安全行政には、いろいろな部署が関係しているので、どのように公表するかは、関係課と相談、協議、調整をする予定です。

(伊藤部会長)

- ・ 県の施策に対する苦情等は、どこに入るのですか。

(事務局)

- ・ 施策に関する提案で想定されます。

(丸山委員)

- ・ 県民による施策に対する提案は、具体的に条文にする際に、知事に対する申出制度にしてい

ただきたい。

- ・ 県の最高責任者である知事に直接申出ができることが、県民参加の面からも重要ではないか。

(伊藤部会長)

- ・ それでは、体制の充実強化と組織の設置に入りたいと思います。
- ・ 事業の実施には予算が必要ですが、どの自治体も今は厳しいので、予算確保のために知事は努力をしてくださいと盛り込むのはどうか。

(丸山委員)

- ・ 県の責務に、総合的計画的に施策を推進とありますが、総合的の中身が重要だと思います。
- ・ 多様化、複雑化している現代の食生活の実態を踏まえて、条例によって目指すべき理念、方向性を明確にして、尚且つそれを遂行していく事が、総合的の中身だと思います。
- ・ 県の財政が厳しい中で、検査等の部門は実利を生まない部門として、厳しい状況になっていると聞いています。
- ・ 県が、総合的な責務を果たすためには、予算・体制の充実が必要だとの理論展開をして、消費者もいろいろな形でバックアップしたいと思いますので、関係当局にも頑張ってもらいたいと思います。

(魚住委員)

- ・ 県民による施策に対する提案を、知事に対する申出制度にするのであれば、その下の「提案に対する県の考え方の公表」も、「知事の考え方」とする方法もあるのかなと思います。
- ・ 知事を主語にすると、組織の設置の主語を知事にするという手もある。
- ・ 主語を、県にすると曖昧だが、知事にすると実効性を担保しようという意志が出てくるわけですが、何を主語にするかは、とても重要。

(萩原副部会長)

- ・ 組織の設置は、2つ別のものでしょうか。
- ・ 審議・答申・建議等とは、県の規制や許認可に係る強制力のあるものでしょうか。

(事務局)

2つは一對のものです。

- ・ 県民による施策に対する提案に関係する、県民による審議会的なものを想定しています。
- ・ 現在、審議会はなく、それに類する食品安全協議会がありますが、その協議会との関連、整合性、住み分けを含めて、施策に対しての諮問的な場が必要だろうとの想定です。

(萩原副部会長)

- ・ 特定の事柄に対して、知事から諮問されて、意見を求められる組織だという理解でよろしいですか。

(事務局)

- ・ 施策についての諮問等を想定しています。

(山田委員)

- ・ 体制の充実強化の中の監視指導によって、不適切なことが発生した場合の公表や発表等をどこかに入れてもらったほうが良いのかなと思いました。
- ・ 調査研究の推進も含めて、何をしているのか、県民は知りたいので、公表や発表という文言を入れていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 山田委員のご意見は、情報の提供に含まれることとなりますが、良い表現があれば、今のような疑問は出てこないので、検討をお願いします。

(西分委員)

- ・ 県の責務の「生産から消費までの各段階に応じた施策」という各段階に応じたとは、問題が起きた際の関連部署と捉えてよいのか。
- ・ そうであればそれぞれの部署が、どのように応じるのか具体的に書いたほうが良いと思います。

(伊藤部会長)

- ・ たしか庁内には、連絡組織がありましたよね。

(事務局)

- ・ 副知事をトップとした「食の安全・安心対策会議」という庁内横断の組織があり、8部局21課1室で構成されています。
- ・ 県の責務の「生産から消費までの各段階に応じた施策」というのは、農林水産の生産、製造・加工、流通、消費のそれぞれの段階における食の安全安心を確保するための適切な施策という意味です。
- ・ また、何かが起こった場合、それぞれの段階で連携をとりながら、迅速に対応していくことも含まれています。
- ・ 具体的な県の責務は、条文には入りませんが、説明として今後入ってくると思います。

(魚住委員)

- ・ 副部会長が以前おっしゃっていた条例のネーミングをどうするのか、少しずつ考えていったらどうかと思います。

(事務局)

- ・ 次回までに、内容を踏まえた良いネーミングがあれば、考えておいていただきたい。

(西分委員)

- ・ 使用してはいけない用語等は、あるのでしょうか。

(魚住委員)

- ・ そのような事は、後で考える。
- ・ とにかく自由に考えて、問題があったらまた考えれば良いのではないか。

(伊藤部会長)

- ・ すぐには、出てこないようですので、また次回に向けて、検討することとして、他に何かありますか。
- ・ 特に無いようであれば、次回は今日の意見を整理して、報告書の素案を用意していただくことをお願いして、終わりにしたいと思います。

(大野委員)

- ・ 8月末のタウンミーティングの内容は、どのように反映されるのでしょうか。

(事務局)

- ・ この条例は、部会やタウンミーティングなどによる県民参加により検討を進めるとなっていますので、報告があれば提示する形になると思います。

(伊藤部会長)

- ・ 8月27日のタウンミーティングの結果を、部会に諮らないで報告書に反映することはないので、9月6日開催の部会で検討することは可能ではないか。

(西分委員)

- ・ スケジュールの確認ですが、当初、タウンミーティングは骨子案が出される前に行うという理解でしたが、その骨子案は、いつ出されるのでしょうか。

(事務局)

- ・ この部会で検討された骨子案は、上部組織の食品安全協議会に報告する形になります。
- ・ 9月中にできればと思っています。

(西分委員)

- ・ 骨子案の後に、パブリックコメントの募集が予定されていますが、パブリックコメントは10月に入るという事ですか。

(事務局)

- ・ そのようになるかと思っています。

(西分委員)

- ・ スケジュールはキチンと組んでください。
- ・ できるだけ県民に呼びかけたいと思っています。
- ・ 県民の声を聞くことは大事ですし、ただ聞くだけでなく、聞き入れて、その声が条例の中に何らかの言葉で入り、自分たちが作ったと感じられることが必要ですので、タウンミーティングででた声も、もっと重要視する条例づくりをしたいと思っていますので、スケジュールに関しても、明確に公表してください。

(伊藤部会長)

- ・ それではこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。